

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月24日（平成27年（行情）諮問第175号）

答申日：平成28年7月28日（平成28年度（行情）答申第231号）

事件名：「派遣海賊対処行動航空隊（第8次要員）に係る教訓」について（報告）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「教訓業務実施要領について（通達）」（陸幕情研第29号 22. 3. 2）に基づき、陸上幕僚監部が報告を受けた「教訓」の全て（対象期間は平成24年度分）。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年6月30日付け防官文第9531号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）一部に対する不開示決定の取消し

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として別紙1に掲げる文書（本件対象文書）を特定した。

本件開示請求については、法11条を適用し、まず、平成26年1月31日付け防官文第972号により、別紙1に掲げる文書1ないし文書6のうち、それぞれのがみ及び別紙（文書5については別表）につい

て開示決定を行った後、同年6月30日付け防官文第9531号により、残余の部分（本件対象文書）について、法5条1号、3号及び6号の不開示情報に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

(2) 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別紙2のとおりである。

(3) 本件対象文書について

本件対象文書のうち、文書1ないし文書4並びに文書6及び文書7については、陸上自衛隊研究本部から陸上幕僚監部防衛部情報通信・研究課に対する模写電報（いわゆるFAX）による報告資料であることから、紙で管理しており、また文書5についても、かがみ及び別表は電磁的記録を保有しているものの、それ以外の部分については、電磁的記録は保有していなかった。

念のため、文書管理を行っている陸上自衛隊研究本部において、原処分に当たって、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、電磁的記録は確認できず、本件異議申立てを受け、確実を期すために行った再度の探索においても同様であった。

(4) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分のうち、一部の不開示部分についてその取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙2のとおり同条1号、3号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

イ 異議申立人は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要」として、本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求めるが、上記(3)のとおり、本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

ウ 以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが適当である。

2 補充理由説明書

(1) 本件対象文書のうち、文書5の4ページにおいて不開示とした「統幕

・陸幕による根拠・基盤の付与 法的権限・命令（武器使用権限の整理）」の一部は、PAC-3配備に係る部外関係機関との調整に関する情報であり、これを公にすることにより、今後同種の業務に対する協力が得られなくなるなど、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に該当するとともに、防衛省・自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、同条3号に該当するため不開示としたが、当該不開示部分は、武器使用権限に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、同条3号に該当するため不開示とする。

(2) 本件対象文書のうち、文書5の28ページ並びに29ページの一部において不開示とした「各自治体等へのアプローチ」及び「地元自治体の反応」の一部は、個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示としたが、当該不開示部分は、PAC-3配備に係る部外関係機関との調整に関する情報であり、これを公にすることにより、今後同種の業務に対する協力が得られなくなるなど、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に該当するとともに、防衛省・自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、同条3号に該当するため不開示とする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年3月24日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年4月9日 審議
- ④平成28年6月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤同年7月1日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「教訓業務実施要領について（通達）」（陸幕情研第29号。22.3.2）に基づき、陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）から陸上幕僚監部に対して報告された教訓資料であり、処分庁はその一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、不開示理由を一部変更した上で、原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（電磁的記録の保有の有無）及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 文書5を除く本件対象文書については、研究本部から陸上幕僚監部に対して模写電報により報告したものであり、紙媒体しか保有していない。なお、模写電報とは、自衛隊専用の通信回線を利用した通信手段の一つであり、ファクシミリの一方法である。

また、文書5については、国の安全に係る秘匿性の高い内容が記載されていることから、関係職員以外に知らせてはならないものとして、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）16条1項に基づき、秘に指定されており、秘の登録番号及び文書番号を登録した上で、情報流出の防止等、情報保全の観点から、紙媒体により厳重に管理されている。

イ 本件対象文書の原稿については、研究本部の担当者がパソコンを使用して電磁的記録として作成したが、紙媒体に印刷して陸上幕僚監部に報告した後は当該電磁的記録を廃棄しており、本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

ウ 原処分に当たり、研究本部において、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の電磁的記録は確認できなかった。

また、本件異議申立てを受け、確実を期すため、再度同様の探索を行ったが、本件対象文書の電磁的記録は確認できなかった。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書には、手書きの部分やスタンプ等があり、いずれも紙媒体の文書であると認められ、本件対象文書の電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)ア及びイの説明が不自然、不合理とはいえない。

また、上記(1)ウの探索についても、その範囲、方法等が不十分であるとはいえない。

(3) したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1について

ア 別紙 2 の一連番号 1, 2 及び 5 に掲げる部分には, 陸上自衛隊の海外派遣時の教育訓練, 警備及び運用に関する情報が記載されている。

当該部分は, これを公にすると, 派遣部隊の能力, 練度, 警備態勢及び運用要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ, ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので, 法 5 条 3 号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

イ 別紙 2 の一連番号 3 に掲げる部分には, 米軍の運用に関する情報が記載されている。

当該部分は, これを公にすると, 米軍の運用要領が推察され, 我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので, 法 5 条 3 号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

ウ 別紙 2 の一連番号 4 に掲げる部分には, 部外者の姓及びその肩書き等が記載されている。

当該部分は, 法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し, 同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。さらに, 当該部分は, 個人識別部分に該当すると認められることから, 法 6 条 2 項による部分開示の余地はなく, 同号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

(2) 文書 2 について

ア 別紙 2 の一連番号 6 に掲げる部分には, 日米間の連携等に関する情報が記載されている。

当該部分は, これを公にすると, 日米共同の運用要領等が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ, ひいては国の安全が害されるおそれがあるととも, 我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので, 法 5 条 3 号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

イ 別紙 2 の一連番号 7 に掲げる部分には, 米軍の運用に関する情報が記載されている。

当該部分は, これを公にすると, 米軍の運用要領が推察され, 我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので, 法 5 条 3 号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

ウ 別紙 2 の一連番号 8 に掲げる部分には, 陸上自衛隊の運用に関する情報が記載されている。

当該部分は, これを公にすると, 陸上自衛隊の運用要領が推察され,

自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書3について

別紙2の一連番号9ないし11に掲げる部分には、陸上自衛隊の海外派遣時の運用、警備及び教育訓練に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすると、派遣部隊の運用要領、警備態勢、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 文書4について

ア 別紙2の一連番号12, 14及び15に掲げる部分には、陸上自衛隊の海外派遣時の警備、運用及び教育訓練に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすると、派遣部隊の警備態勢、運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 別紙2の一連番号13に掲げる部分には、米軍の運用に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすると、米軍の運用要領が推察され、我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 文書5について

ア 別紙2の一連番号16, 19ないし21及び23に掲げる部分には、陸上自衛隊の運用、編成、通信システム、情報業務及び教育訓練に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすると、陸上自衛隊の運用要領、態勢、通信の手法及び内容、情報関心及び情報業務に関する能力並びに練度等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 別紙2の一連番号17に掲げる部分には、武器使用権限に関する情

報が記載されている。

当該部分は、これを公にすると、防衛省・自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 別紙2の一連番号18に掲げる部分には、日米間の連携等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすると、日米共同の運用要領等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあるととも、我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 別紙2の一連番号22に掲げる部分には、PAC-3配備に係る部外関係機関との調整に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすると、当該関係機関との調整過程等が明らかとなり、今後同種の対応に関する調整事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 文書6について

別紙2の一連番号24ないし28に掲げる部分には、陸上自衛隊の海外派遣時の教育訓練、警備、運用、編成及び通信システムに関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすると、派遣部隊の能力、練度、警備態勢、運用要領、態勢及び通信の手法が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(7) 文書7について

別紙2の一連番号29及び30に掲げる部分には、陸上自衛隊の海外派遣時の運用及び教育訓練に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすると、派遣部隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1

- 文書 1 「派遣海賊対処行動航空隊（第 8 次要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第 7 号電。24. 5. 31）（かがみ及び別紙を除く。）
- 文書 2 「平成 23 年度日米共同方面隊指揮所演習（YS-61）教訓詳報」について（報告）（研本教第 13 号電。24. 8. 2）（かがみ及び別紙を除く。）
- 文書 3 「ハイチ派遣国際救援隊（第 5 次要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第 20 号電。24. 10. 5）（かがみ及び別紙を除く。）
- 文書 4 「派遣海賊対処行動航空隊（第 9 次要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第 21 号電。24. 10. 5）（かがみ及び別紙を除く。）
- 文書 5 2012 年 4 月の弾道ミサイル等に対する破壊措置等に関する教訓について（報告）（研本教第 22 号。24. 10. 16）（かがみ及び別表を除く。）
- 文書 6 「南スーダン派遣施設隊等及び南スーダン現地支援調整所（第 1 次要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第 25 号電。24. 11. 2）（かがみ及び別紙を除く。）
- 文書 7 「ハイチ派遣国際救援隊（第 6 次要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第 4 号電。25. 2. 28）

別紙 2

文書 1 「派遣海賊対処行動航空隊（第 8 次要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第 7 号電。24.5.31）（かがみ及び別紙を除く。）

不開示とした部分		一連 番号	不開示とした理由
3 ページ (3 / 5)	「10月15日～18日」, 「11月15日」及び「12月24日～27日」の内容欄	1	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 派遣部隊の能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
	「10月22日」, 「10月26日」「10月30日」, 「11月25日～27日」, 「12月7日」及び「1月20日」の内容欄	2	海外派遣時における警備に関する情報であり, これを公にすることにより, 海外派遣時における警備態勢及び能力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
5 ページ (5 / 5)	「教訓事項(案)」の一部		
3 ページ (3 / 5)	「11月9日」の内容欄	3	米軍の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 米軍の運用要領が推察され, 我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
	「11月30日」の内容欄	4	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 特定の個人を識別することができることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。
	「12月4日～8日」の内容欄及び「12月28日」の内容欄の一部	5	陸上自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の運用要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を

			生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
--	--	--	---

文書2 「平成23年度日米共同方面隊指揮所演習（YS-61）教訓詳報」について（報告）（研本教第13号電。24.8.2）（かがみ及び別紙を除く。）

不開示とした部分		一連番号	不開示とした理由
6ページ (6/46)	「日米共同における陸自の指揮幕僚活動」の一部	6	陸上自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、米軍の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、米軍の運用要領が推察され、我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
7ページ (7/46)	「過去のYSにおける共同バトルリズムの変遷(1/2)」の一部		
8ページ (8/46)	「過去のYSにおける共同バトルリズムの変遷(2/2)」の一部		
9ページ (9/46)	「YS-61の共同バトルリズム(概要)」の一部		
10ページ (10/46)	「日米の作戦(戦い方)の相違」の一部		
13ページ (13/46)	「共同バトルリズムによる指揮幕僚活動」の一部		
14ページ (14/46)	「実効性のある日米調整組織」の一部		
15ページ (15/46)	「近年のYSにおける日米調整組織」の一部		
16ページ (16/46)	「YS-61における日米共同に係る調整組織」の一部		
18ページ (18/46)	「近年のYSにおける共同火力調整所の変遷」の一部		
19ページ (19/46)	「YS-61における共同火力調整所の編成」の一部		
20ページ (20/46)	「YS-61における業務要領(情報と火力の連携フ		

	ロー)」の一部		
24ページ (24/46)	「海・空自, 米軍との情報共有・システム整備」の一部		
25ページ (25/46)	「YS-61における指揮幕僚活動の状況(共同火力調整所の例)」の一部		
26ページ (26/46)	「日米間のシステムによる情報共有の現状(全般)」の一部		
27ページ (27/46)	「日米間のシステムによる情報共有の現状(COPの運用状況等)」の一部		
28ページ (28/46)	「YS-61における海空の情報共有の状況(共同部隊防護調整所の例)」の一部		
29ページ (29/46)	「日米間のシステムによる情報共有の現状(適用業務活用状況)」の一部		
30ページ (30/46)	「YS-61における米軍の実システム及びシミュレーションの接続(参考)」の一部		
31ページ (31/46)	「システムを用いた情報共有のための作業の効率化の一案(イメージ)」の一部		
32ページ (32/46)	「日米, 海空自の情報共有要領の改善(検討中)」の一部		
33ページ (33/46)	「CENTRIXS-JPNの整備の方向性(検討中)」の一部		
34ページ (34/46)	「当面作戦情報センター(COIC)による共同調整」の一部		

35 ページ (35 / 46)	「COP (共同状況図) 作成に係る情報処理要領」の一部		
46 ページ (46 / 46)	「YS-61 の訓練枠組みの特性」の一部		
11 ページ (11 / 46)	「米軍の夜間攻撃の考え方 (FM3-90.6 「Brigade Combat Team」)」の一部	7	米軍の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、米軍の運用要領が推察され、我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
12 ページ (12 / 46)	「米陸軍のバトルリズムの定義 (FM5-0 「The Operation Process」)」の一部		
17 ページ (17 / 46)	「東日本大震災での日米共同調整組織 (参考)」の一部		
21 ページ (21 / 46)	「米軍の火力調整マトリックスの活用要領 (一例) (1 / 2)」の一部		
22 ページ (22 / 46)	「米軍の火力調整マトリックスの活用要領 (一例) (2 / 2)」の一部		
23 ページ (23 / 46)	「方面特科部隊を持たない方面総監部における火力調整」の一部	8	
36 ページ (36 / 46)	「民事 (国民保護) における指揮系統・業務要領の在り方」の一部		
37 ページ (37 / 46)	「過去のYSにおける民事 (国民保護) の所掌と教訓」の一部		
39 ページ (39 / 46)	「YS61 における民事 (国民保護) の編成・業務 (1 / 2)」の一部		
40 ページ (40 / 46)	「YS61 における民事 (国民保護) の編成・業務		

	(2/2)」の一部		
41ページ (41/46)	「民事(国民保護)に関する編成・業務の一案(1/2)」の一部		
42ページ (42/46)	「民事(国民保護)に関する編成・業務の一案(2/2)」の一部		
44ページ (44/46)	「各機能別の教訓」の一部		
45ページ (45/46)	「今後のYSの在り方」の一部		

文書3 「ハイチ派遣国際救援隊(第5次要員)に係る教訓」について(報告)
(研本教第20号電。24.10.5)(かがみ及び別紙を除く。)

不開示とした部分		一連番号	不開示とした理由
3ページ (3/9)	「8月23日」の内容欄の一部	9	陸上自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
4ページ (4/9)	「2月24日」の内容欄		
7ページ (7/9)	「状況」, 「改善を要する(良好であった)事項」		
8ページ (8/9)	及び「教訓(提言等)」のそれぞれ一部		
3ページ (3/9)	「10月1日」の内容欄	10	海外派遣時における警備に関する情報であり、これを公にすることにより、海外派遣時における警備態勢及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
3ページ (3/9)	「11月7日」及び「12月26日」の内容欄	11	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務

			の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
--	--	--	--

文書4 「派遣海賊対処行動航空隊（第9次要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第21号電。24.10.5）（かがみ及び別紙を除く。）

不開示とした部分		一連番号	不開示とした理由
3ページ (3/8)	「1月30日」及び「3月11日」の内容欄の下段並びに「2月12日」「3月7日」, 「3月14日」, 「3月17日」, 「3月26日」, 「3月27日」及び「4月2日～6日」の内容欄	12	海外派遣時における警備に関する情報であり、これを公にすることにより、海外派遣時における警備態勢及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
6ページ (6/8)	「状況」の一部		
7ページ (7/8)	「状況」, 「改善を要する(良好であった)事項」及び「教訓(提言等)」のそれぞれ一部		
8ページ (8/8)	「拠点全般及び正面ゲート付近の状況」の図の全て		
3ページ (3/8)	「2月16日」の内容欄の最下段並びに「3月16日」及び「3月18日～19日」の内容欄	13	米軍の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、米軍の運用要領が推察され、我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	「3月6日」の内容欄	14	陸上自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領が

			推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	「3月11日」の内容欄の上段並びに「3月12日」及び「3月29日」の内容欄	15	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

文書5 2012年4月の弾道ミサイル等に対する破壊措置等に関する教訓について（報告）（研本教第22号。24.10.16）（かがみ及び別表を除く。）

不開示とした部分		一連番号	不開示とした理由
3ページ	目次のうち、「人事・兵站」の項目欄の一部	16	陸上自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5ページ及び6ページ	「統幕・陸幕による根拠・基盤の付与 法的権限・命令（発出命令の整理）」の一部		
7ページ	「弾道ミサイル対処に関する命令の流れ」の全て		
8ページ	「発出命令整理の一例」の全て		
9ページから11ページまで	「統幕・陸幕による根拠・基盤の付与 法的権限・命令（PAC-3警護任務の指揮関係の整理）」の一部		
12ページ	「警護任務の付与の流れ」の全て		
13ページ	「統幕・陸幕による根拠・		

	基盤の付与 法的権限・命令(対空警戒対処等手当の支給)」の一部		
15ページ及び16ページ	「統幕・陸幕による根拠・基盤の付与 統制・調整(統合連絡調整所)」の一部		
26ページ及び27ページ	「方面隊の活動 各方面隊共通 関係部外機関等との連携(地元説明)」の一部		
31ページから33ページまで	「方面隊の活動 各方面隊共通 関係部外機関等との連携(連絡幹部及び増強幕僚の派遣)」の一部		
37ページ及び38ページ	「方面隊の活動 各方面隊共通 人事・兵站」の一部		
39ページ及び40ページ	「方面隊の活動 各方面隊共通 教育訓練(警護活動に関する創意・処置等)」の一部		
43ページ及び44ページ	「方面隊の活動 各方面隊共通 広報(広報ガイダンス及び現地での報道対応)」の一部		
46ページ	「方面隊の活動 西部方面隊(特に南西諸島) 南西諸島への展開(運用ニーズと住民配慮(配置規模の調整))」の一部		
47ページ及び48ページ	「方面隊の活動 西部方面隊(特に南西諸島) 南西諸島への展開(生地(石垣島)への展開)」の一部		
53ページ	「方面隊の活動 西部方面隊(特に南西諸島) 南		

	西諸島における人事・兵站 (生活必需品の入手要 領)」の一部		
56ページ から58ペ ージまで	「方面隊の活動 西部方 面隊(特に南西諸島) 南 西諸島における人事・兵站 (海上輸送(部隊展開と撤 収))」の一部		
59ページ	別紙第8の一部		
4ページ	「統幕・陸幕による根拠・ 基盤の付与 法的権限・命 令(武器使用権限の整理)」 の一部	17	武器使用権限に関する情報であ り、これを公にすることにより、 防衛省・自衛隊の運用要領が推 察され、防衛省・自衛隊の任務 の効果的な遂行に支障を生じさ せ、ひいては我が国の安全を害 するおそれがあることから、法 5条3号に該当するため不開示 とした。
14ページ	「統幕・陸幕による根拠・ 基盤の付与 統制・調整 (日米調整所の活用)」の 一部	18	陸上自衛隊の運用に関する情報 であり、これを公にすることによ り、陸上自衛隊の運用要領が推 察され、自衛隊の任務の効果 的な遂行に支障を生じさせ、ひ いては我が国の安全を害するお それがあるとともに、米軍の運 用に関する情報であり、これを 公にすることにより、米軍の運 用要領が推察され、我が国と米 国との間の信頼関係が損なわれ るおそれがあることから、法5 条3号に該当するため不開示と した。
17ページ	「統合連絡調整所勤務編 成」の一部	19	陸上自衛隊の組織及び編成に関 する情報であり、これを公にす ることにより、陸上自衛隊の態 勢が推察され、自衛隊の任務の 効果的な遂行に支障を生じさせ、
30ページ	「NK事態対処における 総務部の編成(一例)」の 一部		

			ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
18ページから20ページまで	「統幕・陸幕による根拠・基盤の付与 情報・通信（システム通信基盤の確保）」の一部	20	陸上自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の指揮・統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
21ページ	「各システムの共有情報及び設置状況」の一部		
24ページ及び25ページ	「方面隊の活動 各方面隊共通 指揮幕僚活動(上級部隊, 関係部隊及び隷下部隊との連携)」の一部		
49ページ及び50ページ	「方面隊の活動 西部方面隊(特に南西諸島) 南西諸島における情報・通信(情報の入手, 通信の確保)」の一部		
51ページ及び52ページ	「方面隊の活動 西部方面隊(特に南西諸島) 南西諸島における情報・通信(ヘリ映伝による情報取得)」の一部		
22ページ及び23ページ	「統幕・陸幕による根拠・基盤の付与 情報・通信(発射時の情報伝達)」の一部	21	陸上自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の情報関心及び情報業務に関する能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
28ページ	「各自治体等へのアプローチ」の一部	22	PAC-3配備に係る部外関係機関との調整に関する情報であり、これを公にすることにより、今後同種の業務に対する協力が
29ページ	「地元自治体の反応」の一部		

			得られなくなるなど、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に該当するとともに、防衛省・自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、同条3号に該当するため不開示とした。
41ページ及び42ページ	「方面隊の活動 各方面隊共通 教育訓練(事前訓練等)」の一部	23	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

文書6 「南スーダン派遣施設隊等及び南スーダン現地支援調整所(第1次要員)に係る教訓」について(報告)(研本教第25号電。24.11.2)(かがみ及び別紙を除く。)

不開示とした部分		一連番号	不開示とした理由
3ページ(3/44)	「12.7」の主要な行動の一部並びに「12.12」及び「12.16」の主要な行動	24	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	「1.29」の主要な行動の一部及び「2.5」の主要な行動	25	海外派遣時における警備に関する情報であり、これを公にすることにより、海外派遣時におけ

4 ページ (4 / 4 4)	「3. 1」の主要な行動の一部及び「3. 1 2」の主要な行動		る警備態勢及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
3 ページ (3 / 4 4)	「2. 2 8」の主要な行動	2 6	陸上自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
4 ページ (4 / 4 4)	「4. 2」の主要な行動の一部並びに「4. 3 0」及び「5. 1 7」の主要な行動		
6 ページ (6 / 4 4)	目次の項目の一部		
7 ページ (7 / 4 4), 1 2 ページ (1 2 / 4 4) 及 び1 6 ページ (1 6 / 4 4 4)	「状況」, 「改善を要する(良好であった)事項」及び「教訓(提言等)」のそれぞれ一部		
1 3 ページ (1 3 / 4 4), 2 9 ペ ージ (2 9 / 4 4), 3 0 ページ (3 0 / 4 4), 3 6 ページ (3 6 / 4 4) 及 び3 8 ページ (3 8 / 4 4)	「状況」の一部		
1 4 ページ (1 4 / 4 4), 2 3 ペ ージ (2 3 /	「状況」の全て並びに「改善を要する(良好であった)事項」及び「教訓(提言等)」の		

44), 24 ページ(24 /44)及び 32ページ (32/4 4)	それぞれ一部		
17ページ (17/4 4)	「現地支援調整所が行 う案件形成の基本的手 順」の一部		
18ページ (18/4 4)	「タスク化に係るUN MISSとの調整要領」 の一部		
19ページ (19/4 4)	「状況」, 「改善を要 する(良好であった) 事項」及び「教訓(提 言等)」のそれぞれ一 部並びに「備考」の全 て		
20ページ (20/4 4)	「現地での地図の作成 ・配布の手順」の全て		
21ページ (21/4 4)	「項目」, 「状況」及 び「備考」の全て並び に「改善を要する(良 好であった)事項」及 び「教訓(提言等)」 のそれぞれ一部		
22ページ (22/4 4)	別紙第5の一部		
25ページ (25/4 4)	「南スーダン1次要員 における水の消費実績」 の一部		
37ページ (37/4 4)	「日課時限」の一部		
39ページ	「項目」及び「状況」		

(39 / 44)	の全て並びに「改善を要する(良好であった)事項」及び「教訓(提言等)」のそれぞれ一部		
44 ページ (44 / 44)	「実施した操縦訓練(各種データ)」の一部		
34 ページ (34 / 44)	「状況」の一部	27	陸上自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
40 ページ (40 / 44)	「状況」の全て並びに「改善を要する(良好であった)事項」及び「教訓(提言等)」のそれぞれ一部	28	陸上自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の指揮・統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

文書7 「ハイチ派遣国際救援隊(第6次要員)に係る教訓」について(報告)
(研本教第4号電。25.2.28)

不開示とした部分		一連番号	不開示とした理由
3 ページ (3 / 16)	「2月24日」の内容欄の一部	29	陸上自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひ
4 ページ (4 / 16)	「8月18日」の内容欄の一部		
6 ページ	目次の一部		

(6 / 16)			いては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
11ページ (11 / 16)	「項目」, 「状況」, 「改善を要する(良好であった)事項」及び 「教訓(提言等)」の それぞれ一部		
13ページ (13 / 16)	「状況」及び「備考」 の全て並びに「項目」, 「改善を要する(良好であった)事項」及び 「教訓(提言等)」の それぞれ一部		
14ページ (14 / 16)	「項目」, 「状況」及 び「改善を要する(良好であった)事項」の それぞれ一部		
4ページ (4 / 16)	「7月9日」の内容欄	30	陸上自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

(注) 「不開示とした部分」の頁番号は、各文書の各頁右上(文書5は右下)に記載の頁番号を指す。